

諫早防衛協会青年部会会則

(名 称)

第一条 本会は諫早防衛協会青年部会という。

(事 務 所)

第二条 本会の事務所を諫早防衛協会（以下協会という）内に置く。

(目 的)

第三条 本会は防衛意識の高揚につとめ、本県所在 陸、海、空自衛隊の隊外諸業務に対する支援を行うことを目的とするほか、青年同志の結集による明るい社会づくりの推進に努力するものとする。

(事 業)

第四条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 協会に対する協力
- (2) 自衛隊の隊外諸業務に対する協力支援
- (3) 自衛隊の艦艇、航空機、諸施設等の見学
- (4) 国の安全と平和に関する理解を深めるための研修
- (5) その他、前条の目的を達成するにふさわしい事業を行う

(会 員)

第五条 本会の目的に賛同する者をもって構成する。

(役 員)

第六条 本会に次の役員を置く

会 長 1 名
副 会 長 2 名
理 事 若干名
監 事 1 名
事務局長 1 名

- (2) 理事及び監事は正会員の中から総会において選出し、会長、副会長は理事会の互選により定める。
- (3) 事務局長は会長が指名し、総会の承認を得る。
- (4) 任期満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで役の職務を行う。

(役員の仕事)

第七条

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 理事は会の組織づくり及び各種事業の推進にあたる。
- (4) 事務局長は会の事務を統括する。
- (5) 監事は会の業務の状況及び会計を監査する。

(役員任期)

第八条 役員任期は2年として再任を妨げない。

(顧問等)

第九条

- (1) 本会に顧問、相談役及び参与を置くことができる。
- (2) 顧問、相談役及び参与は理事会の推薦によって会長がこれを委嘱し、会長の諮問相談に応ずる。

(会議)

第十条の一 総会

- (1) 通常総会は年1回とし、毎年5月に開催する。
- (2) 必要に応じて会長が臨時総会を招集することができる。
- (3) 総会では次のことを協議する。
 - イ 決算と予算の承認
 - ロ 事業報告と計画の承認
 - ニ 会則の改正
 - ホ その他特に必要な事項
 - ハ 役員を選出

第十条の二 理事会

- (1) 役員で構成し、会の執行にあたる。
- (2) 会長は必要に応じて理事会を招集する。
- (3) 理事会においては会長が必要と認める事項を審議する。

(事務局)

第十一条 本会に事務を処理するため事務局を置く。

(議長)

第十三条 総会及び理事会の議事は出席者の過半数により可決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(財政)

第十四条 本会の運営費は主として、助成金、寄付金をもって、これにあてる

- (1) 本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決による。
- (2) 本会の収支決算は事業概要とともに、通常総会に報告し承認をうけるものとする。
- (3) 会費を徴収することができる。

(長崎県防衛協会青年部会との関係)

第十五条 本会は長崎県防衛協会青年部会の会員となることができる。

(雑則)

第十六条 本会の創立当時の事業年度は、昭和60年11月27日から翌年3月31日までとする。

附 則

第一条 第五条（会員の年齢）の改正は、平成14年8月5日より施行する。

第二条 第六条（役員数）の改正は、平成14年8月5日より施行する。

附 則

第一条 第一条（名称）の改正は、平成17年8月3日より施行する。

附 則

第一条 第五条（会員の年齢）の改正は、平成18年8月1日より施行する。

第二条 第六条（役員を選出）の改正は、平成18年8月1日より施行する。

第三条 第六条（役員を選出）の改正は、平成27年8月5日より施行する。

附 則

第三条 第五条（会員の年齢）の改正は、令和2年7月9日より施行する。